

令和元年 教育委員会

第 1 4 回 定例会 議事日程

令和元年 8 月 2 7 日（火）午後 3 時

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第15号「令和2年度使用千代田区立小学校教科用図書採択」
- (2) 議案第16号「令和2年度使用千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」
- (3) 議案第17号「令和2年度使用特別支援学級教科用図書採択」
- (4) 議案第18号「令和2年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 令和2年度 部予算編成方針（兼 令和2年度 部組織目標）

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
- (2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
- (3) 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正

第 3 報告

【児童・家庭支援センター】

- (1) 令和元年度麴町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要
- (2) 子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要

【指導課】

- (1) 平成31年度 全国学力・学習状況調査の結果
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月5日号）掲載事項

議案第15号

令和2年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択

種 目	発 行 者	書 名
国 語	光村図書	国語
書 写	光村図書	書写
社 会	東京書籍	新しい社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	東京書籍	新しい算数
理 科	東京書籍	新しい理科
生 活	学校図書	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ
音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	開隆堂	図画工作
家 庭	東京書籍	新しい家庭
保 健	光文書院	小学保健
英 語	学校図書	JUNIOR TOTAL ENGLISH
道 徳	学校図書	かがやけみらい 小学校道徳

議案第16号

令和2年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）

教科用図書採択

種目	発行者	書名
国語	学校図書	中学校国語
書写	学校図書	中学校 書写
社会 (地理的分野)	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社会 (歴史的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 歴史
社会 (公民的分野)	東京書籍	新編 新しい社会 公民
地図	帝国書院	中学校社会科地図
数学	数研出版	中学校数学
理科	東京書籍	新編 新しい科学
音楽 (一般)	教育芸術社	中学生の音楽
音楽 (器楽合奏)	教育芸術社	中学生の器楽
美術	光村図書	美術
保健体育	学研教育みらい	新・中学保健体育
技術・家庭 (技術分野)	開隆堂	技術・家庭 (技術分野)
技術・家庭 (家庭分野)	開隆堂	技術・家庭 (家庭分野)
英語	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE
道徳	東京書籍	新しい道徳

議案第17号

令和2年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧

選定結果は以下のとおりである。ただし、記載のない種目については、通常学級使用教科書を使用する。
また下に示す教科書の他に、文部科学省著作教科書を使用する。

- 小学校第1学年・・・全種目 通常学級使用教科書
- 小学校第2学年・・・全種目 通常学級使用教科書
- 小学校第3学年・・・全種目 通常学級使用教科書

- 小学校第4学年

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	偕成社	五味太郎・言葉図鑑① うごきのことば
書写	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2（改訂版） （かたかな・かん字の読み書き）
算数	くもん出版	とけいカード
生活1	ナツメ社	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん
生活2	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる！ 新装改訂版 みぢかなマーク
音楽	くもん出版	CD付き 楽器カード
図工	さ・え・ら書房	たのしいこうさくきょうしつ1
保健	合同出版	[改訂新版] イラスト板 からだのつかい方・ととのえ方 子どもとマスターする45の操体法

○ 小学校第5学年

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	偕成社	五味太郎・言葉図鑑⑥ 暮らしのことば
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク① 基本漢字あそび
算数	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4 (くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算)
生活1	小学館	ドラえもんちずかん1 につぼんちず
生活2	講談社	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験!!
生活3	ひかりのくに	こどものずかんMio 12 きせつとしぜん
音楽	ドレミ楽譜	保育名歌 こどものうた100選
図工	福音館書店	DO! 図鑑シリーズ 工作図鑑
保健	偕成社	子どもの生活(6) じょうぶなからだになれるよ!

○ 小学校第6学年

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	学研	レインボーことば絵じてん
書写	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)
算数	日本教育研	ひとりだちするための算数・数学
生活1	開隆堂	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる
生活2	小学館	ドラえもんちずかん2 せかいちず
生活3	草思社	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと
音楽	偕成社	10+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット
図工	国土社	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ
保健	学研	ニューワイド学研の図鑑 増補改訂 人のからだ

○ 中学校第1学年

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	東洋館出版社	くらしに役立つ国語
社会（地理的分野）	東洋館出版社	くらしに役立つ社会
数学	東洋館出版社	くらしに役立つ数学
理科	東洋館出版社	くらしに役立つ理科
保健体育	東洋館出版社	くらしに役立つ保健体育
技術・家庭（家庭分野）	東洋館出版社	くらしに役立つ家庭
英語	成美堂出版	CDつき小学生の英語レッスン 絵でみて学ぼう英会話

○ 中学校2学年

申請無し

○ 中学校3学年

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	日本教育研	ひとりだちするための国語
数学	日本教育研	ひとりだちするための算数・数学
理科	学研	ニューワイド学研の図鑑 増補改訂人のからだ
英語	成美堂出版	CDつき楽しく歌える英語のうた

議案第18号

令和2年度 千代田区立九段中等教育学校後期課程使用 教科用図書一覧

教科	科目(種目)	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
国語	国語総合	大修館	国語総合 改訂版 現代文編	4	替
国語	国語総合	大修館	国語総合 改訂版 古典編	4	替
国語	国語総合	大修館	国語総合 改訂版 現代文編	6	
国語	国語総合	大修館	国語総合 改訂版 古典編	6	
国語	国語表現	東書	国語表現	6	
国語	現代文B	筑摩	現代文B 改訂版	6	
国語	現代文B	第一	高等学校 改訂版 現代文B	5	替
国語	古典A	東書	古典A	6	
国語	古典B	筑摩	古典B 古文編 改訂版	6	
国語	古典B	筑摩	古典B 漢文編 改訂版	6	
国語	古典B	第一	高等学校 改訂版 古典B 古文編	5	替
国語	古典B	第一	高等学校 改訂版 古典B 漢文編	5	替
地理歴史	世界史B	山川	詳説世界史 改訂版	5 6	
地理歴史	日本史B	山川	詳説日本史 改訂版	5 6	
地理歴史	地理B	帝国	新詳地理B	4 6	
地理歴史	地図	帝国	新詳高等地図	4 6	
公民	倫理	実教	高校倫理 新訂版	4 6	
公民	政治・経済	第一	高等学校 改訂版 政治・経済	6	
数学	数学I	数研	改訂版 数学I	4	
数学	数学II	数研	改訂版 数学II	4 5	
数学	数学III	数研	改訂版 数学III	5 6	替

令和2年度 千代田区立九段中等教育学校後期課程使用 教科用図書一覧

教科	科目（種目）	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
数学	数学A	数研	改訂版 数学A	4	
数学	数学B	数研	改訂版 数学B	5	
理科	物理基礎	数研	改訂版 物理基礎	4 6	
理科	物理	数研	改訂版 物理	5 6	
理科	化学基礎	数研	改訂版 化学基礎	4	替
理科	化学基礎	数研	高等学校 化学基礎	6	
理科	化学	数研	改訂版 化学	5 6	
理科	生物基礎	東書	改訂 新編生物基礎	4 6	
理科	生物	第一	高等学校 改訂 生物	5 6	
理科	地学基礎	実教	地学基礎 新訂版	6	
保健体育	保健体育	大修館	現代高等保健体育改訂版	4 5 6	
芸術	音楽 I	教芸	MOUSA 1	4 6	
芸術	美術 I	日文	高校生の美術 1	4 6	
芸術	書道 I	光村	書 I	4	
外国語	コミュニケーション英語 I	啓林館	Revised ELEMENT English Communication I	4	
外国語	コミュニケーション英語 II	啓林館	Revised ELEMENT English Communication II	5	
外国語	コミュニケーション英語 III	啓林館	Revised ELEMENT English Communication III	6	替
外国語	英語表現 I	文英堂	UNICORN English Expression 1	4	
外国語	英語表現 II	文英堂	UNICORN English Expression 2	5 6	
家庭科	家庭基礎	教図	新 家庭基礎 今を学び 未来を描き 暮らしをつくる	5 6	
情報	情報の科学	日文	新・情報の科学	4 6	

替 …平成31年度の4、5、6年生が使用しているものから採択替えを行った教科書

会計年度任用職員制度創設の経緯

総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書」(H21. 1)

- ・ 臨時・非常勤職員は、常勤職員とは異なり、臨時的・補助的な職または学識経験を必要とする職としての位置づけ
- ・ しかしながら、①常勤職員と同様の本格的業務に従事しているケースがあるとの指摘 ②報酬水準や手当の支給について「常勤職員との均衡を図るべき」との指摘 ③臨時・非常勤職員としての任用が長期化し、雇止めのトラブルも発生 などの課題

総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」(H26. 7)

- ・ 特別職非常勤職員については、職務の内容が一般職の職員と同一と認められるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、本来、一般職として任用されるべきであり、特別職として任用することは避けるべき

総務省「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」(H28. 12)

- ・ 全ての地方公共団体において、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件について適正な確保が図られるよう、可能な限り立法的な対応を目指し検討されることを期待
- ・ 「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営」という原則は維持することを前提
- ・ 特別職非常勤職員については、専門性の高い者等に任用の対象を限定すべき
- ・ 地方公務員の臨時的任用について、国家公務員と同様の取扱いである「常時勤務する職に欠員が生じた場合」といった厳格な制限を徹底すべき
- ・ 一般職非常勤職員については、地方財政の状況等についても勘案しつつ、常勤職員と同様に給料及び手当の支給対象とするよう給付体系を見直すことについて、立法的な対応を検討すべき

成年被後見人等の権利の制限の見直しについて

【見直しに至る経緯】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月 13 日施行）

（法制上の措置等）

第 9 条 政府は、第 11 条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後 3 年以内を目途として講ずるものとする。

第 11 条

2 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）

成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- ・成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

見直し業務の基本方針（平成 29 年 3 月閣議決定）

成年後見制度の利用の促進を図るためには、様々な分野において存在する成年被後見人等の権利の制限が設けられている措置の見直しに政府一体となって取り組む必要がある。このため、平成 30 年通常国会に見直しの結果を踏まえた関係法律の改正法案を提出することを目指し、（中略）内閣府において、成年被後見人等の権利の制限が設けられている措置の見直しに関する方針の検討や関係府省間の必要な総合調整等を行うこととする。

【見直しの基本的考え方】（成年被後見人制度利用促進委員会「議論の整理」（H29.12.1）より）

考え方

[成年後見制度の利用の促進に関する法律]

- ・成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべき。

課題

[成年被後見人等に係る欠格条項に対する指摘]

- ・ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に各資格等から排除されることとなるのではないか。
- ・成年後見制度は財産管理能力に着目した制度であり、各資格等において求められる能力とは質的なずれがあるのではないか。
- ・同程度の判断能力であっても、成年後見制度を利用している者のみが各資格等から一律に排除され、能力を発揮する機会が失われているのではないか。
- ・欠格条項が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっているのではないか。

見直し

[欠格条項の見直しの一括整備法案]

- ・成年被後見人等であるという理由で一律に資格等から排除する仕組みを改め、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて個別的・実質的な審査を行う仕組みへと見直す。
- ・各省庁所管の資格等における欠格条項を一括して見直す。

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について

1 改正理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（以下「地公法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が一部改正され、現行の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、「会計年度任用職員制度」が創設された。

会計年度任用職員は非常勤の職に従事する一般職の職員であり、地公法の服務等の各規定が適用されるほか、期末手当等の支給が可能となる。

改正地公法が令和 2 年 4 月 1 日に施行されるため、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に係る必要な規定整備を行う。

2 改正する条例

別紙 1 のとおり

3 会計年度任用職員制度の概要

（1）会計年度任用職員の定義

1 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職に従事する職員のことをいう。

1 週間当たりの勤務時間数によって、次のとおり分類される。

①フルタイムの会計年度任用職員

1 週間当たりの通常の勤務時間数が常勤職員と同一の時間であるもの。

②パートタイムの会計年度任用職員

1 週間当たりの通常の勤務時間数が常勤職員に比し短い時間であるもの。

(2) 任用・服務等について

項目	内容
任期	1 会計年度の範囲内
条件付採用期間	1 か月間 (採用後勤務した日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで延長)
任用方法	一般公募をもとに競争試験又は選考を実施
服務	常勤職員と同様に法律上の服務の規定が適用 (パートタイムの会計年度任用職員は営利企業への従事等制限は対象外)
分限・懲戒	常勤職員と同様に対象
人事評価	対象

(3) 給与等について

項目	フルタイム	パートタイム
給付体系	給料、諸手当	報酬、費用弁償
地域手当	可	報酬単価に加味
通勤手当	可	費用弁償として支給可
超過勤務手当	可	報酬として支給可
特殊勤務手当	可	報酬として支給可
休日給	可	報酬として支給可
夜勤手当	可	報酬として支給可
宿日直手当	可	報酬として支給可
期末手当	可	可
勤勉手当	不可	不可
退職手当	一定の要件を満たす場合に支給可	不可

(4) 休暇等について

項目	内容
年次有給休暇	労働基準法を踏まえた日数
特別休暇	関係法令及び国の非常勤職員の休暇との均衡を踏まえた日数
病気休暇	
妊娠出産休暇	
慶弔休暇	
その他の休暇	
育児休業・部分休業	地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づき取得可

4 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の制度の改正

(1) 特別職非常勤職員

助言、調査、診断等の事務を行う、労働性の薄い職でのみ任用することができる。
現行の特別職非常勤職員の大部分の職は、この要件を満たさないため、廃止される。

(2) 臨時的任用職員

改正地公法に基づき任用する場合は、従来の任用要件に「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」が追加される。そのため、改正地公法の施行後は補助的な業務に従事させることはできない。

また、会計年度任用職員が育児休業を取得した場合の代替職員として、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）に基づく臨時的任用ができる。

	地公法に基づく 臨時的任用職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 に基づく臨時的任用職員	
常時勤務 の要否	常時勤務 を要するもの	常時勤務 を要するもの	常時勤務を要するもの以外 (例:会計年度任用職員の代替職員)
勤務時間	常勤職員 と同様	常勤職員 と同様	人事委員会の承認
給与			を得て別に規定

5 制度移行イメージ

別紙2のとおり

6 改正内容

(1) 会計年度任用職員を条例の対象職員から除く改正

会計年度任用職員を条例の対象職員から除くと改める。

○関連する条例

- ③ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 - ④ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の育児休業等に関する条例
 - ⑤ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例
 - ⑥ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例
 - ⑦ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ※教育公務員特例法第2条の改正（別添参考）

(2) 臨時的任用職員（常時勤務を要するもの）の特別休暇

特別休暇のうちリフレッシュ休暇は承認の対象としないことを規定する。

○関連する条例

- ① 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(3) 臨時的任用職員の昇給

臨時的任用職員には昇給に関する規定を適用しないことを定める。

○関連する条例

② 幼稚園教育職員の給与に関する条例

7 施行期日

令和2年4月1日

8 新旧対照表

別紙3から別紙5までのとおり

改正する条例一覧

○会計年度任用職員制度導入に伴い一部改正する条例

- ① 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ② 幼稚園教育職員の給与に関する条例
- ③ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ④ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の育児休業等に関する条例
- ⑤ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例
- ⑥ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例
- ⑦ 千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

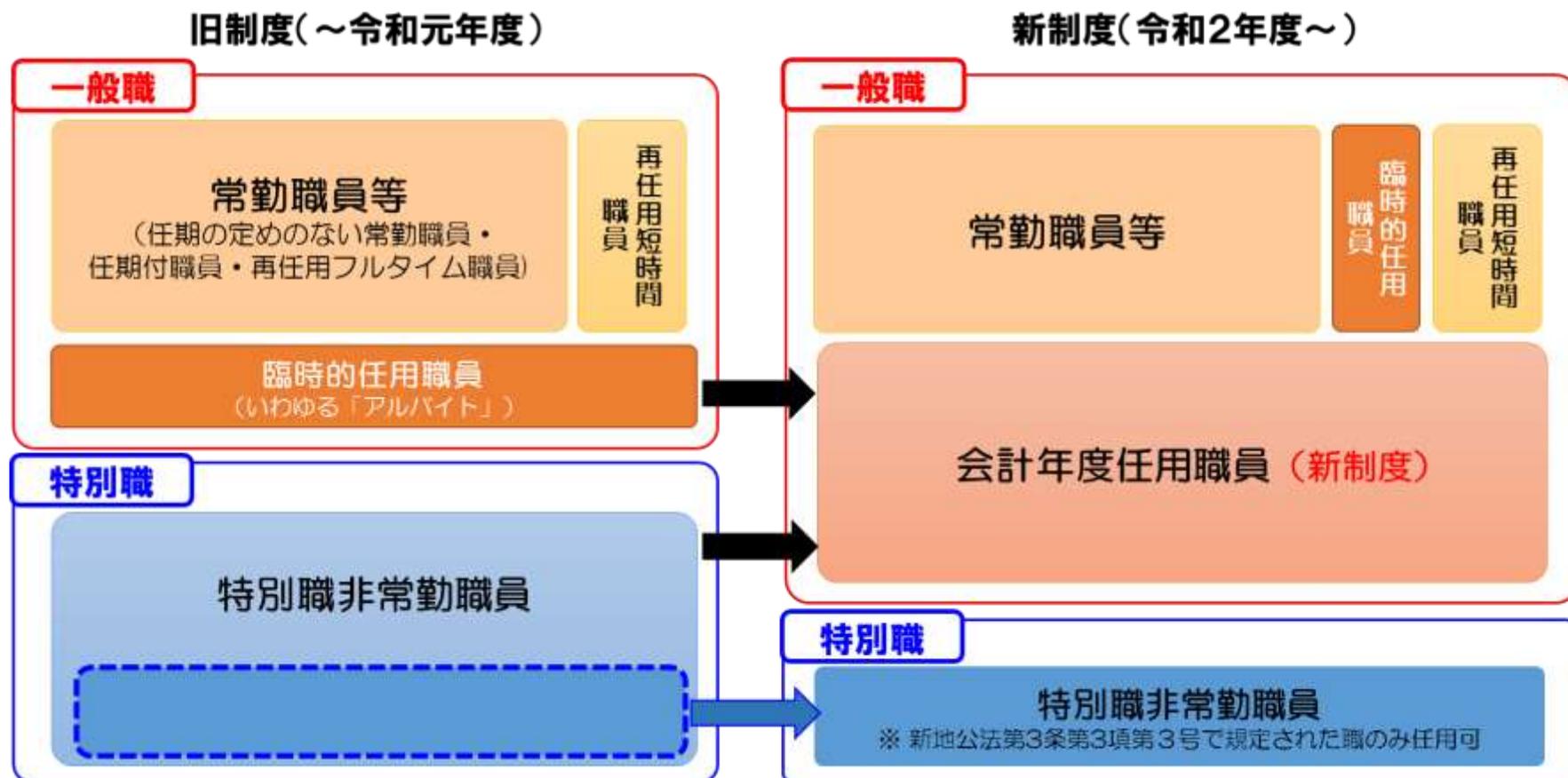
別紙 3

別紙 4

別紙 5

会計年度任用職員制度導入に伴う制度移行イメージ

- 令和2年度から「会計年度任用職員制度」が創設
- 特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されるため、現行の職の大部分は廃止となる。
- 地公法に基づく臨時的任用職員は「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に限られる。



新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p><u>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>2（現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</u></p> <p>2（略）</p>

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p data-bbox="153 253 507 288">（昇給についての適用除外）</p> <p data-bbox="129 293 798 329">第 32 条の 3 第 7 条第 2 項から第 5 項までの規定</p> <p data-bbox="164 333 770 369"><u>は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p data-bbox="188 374 284 409">附 則</p> <p data-bbox="153 414 304 450">（施行期日）</p> <p data-bbox="164 454 770 490"><u>この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="821 253 901 288"><u>（新設）</u></p>

新旧対照表（抄）

- 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 ○千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例
 ○千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（定義） 第2条 この条例において「教育職員」とは、中等教育学校の区費負担に係る次の各号の職員をいう。 （1）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職を占める者を除く。</u>） （2）（現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「教育職員」とは、中等教育学校の区費負担に係る次の各号の職員をいう。 （1）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員 （2）（略）</p>

- 千代田区立九段中等教育学校教育職員の育児休業等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（定義） 第2条 この条例において「教育職員」とは、中等教育学校の区費負担に係る次の各号の職員をいう。 （1）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員（<u>地方公務員法（昭和24年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職を占める者を除く。</u>） （2）（現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において「教育職員」とは、中等教育学校の区費負担に係る次の各号の職員をいう。 （1）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員 （2）（略）</p>

○千代田区立九段中等教育学校教育職員の配偶者同行休業に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項及び第11項の規定に基づき、千代田区立九段中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）に勤務する教育職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項及び第11項の規定に基づき、千代田区立九段中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）に勤務する教育職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、中等教育学校の区費負担に係る次の各号の職員をいう。</p> <p>（1）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員（<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職を占める者を除く。</u>）</p> <p>（2）（現行に同じ）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、中等教育学校の区費負担に係る次の各号の職員をいう。</p> <p>（1）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員</p> <p>（2）（略）</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	

教育公務員特例法第2条第2項 新旧対照表（令和2年4月1日施行）

改正後	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（<u>常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第23条第2項を除き、以下同じ。）</u>）をいう。</p>

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
(成年被後見人等の権利の制限の適正化に対応する改正)

1 改正理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）」により、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正（令和元年 12 月 14 日施行）され、職員が成年被後見人又は被保佐人となっても失職しないこととなる。

このことを受け、職員が失職した場合の給与等の取扱いを定めている条例の規定を整備する。

2 改正内容

失職した職員のうち、成年被後見人又は被保佐人となったことにより失職した者については給与等の給付を支給できるとしている規定を削除する。

3 施行期日

令和元年 12 月 14 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

<参考>地方公務員法 欠格条項関係規定（抜粋）

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（期末手当） 第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p>	<p>（期末手当） 第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）</u>についても、また同様とする。</p>
2～6（現行に同じ）	2～6（略）
<p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
(1)（現行に同じ）	(1)（略）
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u>
(3)・(4)（現行に同じ）	(3)・(4)（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
<p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p>	<p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）</u>についても、また同様とする。</p>
2～7（現行に同じ）	2～7（略）
附 則	
（施行期日）	
1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。	
（経過措置）	
2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）	

第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地方公務員法（欠格条項関係規定抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

二 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（降任、免職、休職等）

第二十八条 （略）

2～3 （略）

4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

▼ 令和2年度 部予算編成方針（兼 令和2年度 部組織目標） ▼

(案)

子ども 部

予算編成方針 (兼部組織目標)	地域・家庭・学校(園)のすべての大人が子どもを共に育て、自らも育つ「共育」の理念をもち、子ども一人一人の健やかな育ちと学びができる教育環境をつくるとともに、保護者が責任と安心、ゆとりをもって子育てする喜びを感じられるよう支援します。
--------------------	--

「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画2015-」における「施策の目標」		
「施策の目標」達成のための令和2年度の主な取組み		
令和2年度の取組内容		
記載例	5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する多様な情報伝達手段の確立 ○ 災害発生時も含めた防災情報連絡手段の多様化を検討します。 ○ 災害の事前事後に迅速かつ正確な防災情報を提供し、区民をはじめ外国人観光客を含めた帰宅困難者の混乱を防止するため、防災行政無線の外国語対応を含めた効率的な運用を図ります。 	
1	22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な子育てニーズへの対応 ○ 保育園や学童クラブの待機児童ゼロをめざし、保育供給量の拡大を図りつつ、保育の質の維持・向上に取り組みます。 	子ども支援 子育て推進 児家セン
2	22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育サービスの質の向上 ○ 保育の質の向上を図るため、区独自の処遇改善補助等を行い、保育の人材の確保と定着率向上をめざします。 ○ 病児保育室の運営を実施し、保護者の就労等への支援を行います。 ○ 区立園へのICT導入を推進し、保育園の事務改善を行い、保育士の働き方を見直しながら保育の質の向上を図ります。 ○ 「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」に基づき、区立・私立の別なく、等しく良好な保育サービスが提供できるよう、保育の質や保育環境向上について支援を行うアドバイザーにより、各園に巡回指導を行います。 	子ども支援 児家セン 子ども支援 子ども支援 子育て推進
3	22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て施設の整備 ○ 四番町保育園・児童館の整備について、令和元年度に実施設計を完了し、既存施設の解体工事及び新築工事を進めます。令和6年度の竣工をめざします。 	子ども施設
4	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産から育児までの切れ目ないサービスの充実 ○ 区内の保育科を有する専門学校や大学と協働して、教育機関の特徴を活かした様々な子育て支援の機会を提供することで、子育て支援人材と子育て世帯との交流を促進します。 ○ 妊娠期から子育て期の支援を維持するとともに、保健所等他機関とも連携し子育て世代包括支援センター業務の充実を図ります。 	子ども支援 児家セン
5	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の虐待防止・早期発見 ○ 地域や関係機関との連携を強化し、要保護児童等の見守り体制を推進します。 ○ 要支援家庭等への放課後支援を推進し、児童の生活支援と保護者の養育支援を図ります。 ○ アンガーマネジメントスキルについて保護者が習得できるよう支援し、体罰によらないしつけと子育ての普及啓発を図ります。 	児家セン 児家セン 児家セン
6	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所の開設準備 ○ 重篤な案件を含めたあらゆる専門相談に対応できる専門人材の確保・育成を推進します。 ○ 子どもの権利を守るため、緊急時等の支援を見据えた体制整備に取り組みます。 	児家セン 児家セン
7	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達に不安のある子どもたちの支援の充実 ○ (仮称)子どもケアプランの取り組みを推進し、子どもの発達状況に応じたライフステージ毎の支援プランを作成するとともに、関係機関と子どもの支援情報の共有や連携を図り、将来を見据えた切れ目ない支援を実現します。 ○ 子どもの障害や発達面の課題の早期発見を行うとともに、障害や発達に関する相談や療育指導の体制の充実を図ります。 	児家セン 児家セン

【参考】 ▼ 令和元年度 部予算編成方針（兼 令和元年度 部組織目標） ▼

教育委員会資料
令和元年8月27日
子ども総務課

予算編成方針 (兼部組織目標)	地域・家庭・学校(園)のすべての大人が子どもを共に育て、自らも育つ「共育」の理念をもち、子ども一人一人の健やかな育ちと学びができる教育環境をつくるとともに、保護者が責任と安心、ゆとりをもって子育てする喜びを感じられるよう支援します。
--------------------	--

「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画2015-」における「施策の目標」		
「施策の目標」達成のための令和元年度の主な取組み		
令和元年度の取組内容		
記載例	5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する多様な情報伝達手段の確立 ○ 災害発生時も含めた防災情報連絡手段の多様化を検討します。 ○ 災害の事前事後に迅速かつ正確な防災情報を提供し、区民をはじめ外国人観光客を含めた帰宅困難者の混乱を防止するため、防災行政無線の外国語対応を含めた効率的な運用を図ります。 	
1	22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な子育てニーズへの対応 ○ 保育園や学童クラブの待機児童ゼロの継続をめざし、保育の質の維持・向上を図りつつ、保育供給量の拡大に取り組みます。 	
2	22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育サービスの質の向上 ○ 保育の質の向上を図るため、区独自の処遇改善補助等を行い、保育の人材の確保と定着率向上をめざします。 ○ 「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」に基づき、区立・私立の別なく、等しく良好な保育サービスが提供できるよう、保育の質や保育環境向上について支援を行うアドバイザーにより、各園に巡回指導を行います。 	
3	22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て施設の整備 ○ 四番町保育園・児童館の整備について、平成30年度に引き続き施設整備を推進します。 	
4	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産から育児までの切れ目ないサービスの充実 ○ 区内の保育科を有する専門学校や大学と協働して、教育機関の特徴を活かした様々な子育て支援の機会を提供することで、子育て支援人材と子育て世帯との交流を促進します。 ○ 妊娠期から子育て期の支援を維持するとともに、保健所等他機関とも連携し子育て世代包括支援センター業務の充実を図ります。 	
5	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の虐待防止・早期発見 ○ 地域や関係機関との連携を強化し、要保護児童等の見守り体制を推進します。 ○ 要支援家庭等の放課後支援を充実させ、児童虐待の早期発見・早期支援を図ります。 	
6	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所の開設準備 ○ 重篤な案件を含めたあらゆる専門相談に対応できる専門人材の確保・育成を推進します。 ○ 子どもの権利を守るため、緊急時等の支援を見据えた体制整備に取り組みます。 	
7	23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすく育つ地域づくりを進めます	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児福祉の充実 ○ 障害児のライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、保健、医療、教育、福祉の各分野が連携し、子どもの発達段階に応じたサービス提供体制を整え、(仮称)子どもケアプランの作成に向けて取り組みます。 ○ 重症心身障害児等の生活を支えるため、療育指導や相談等を受けられる療育支援事業の充実を図ります。 	

「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画2015-」における「施策の目標」	
「施策の目標」達成のための令和2年度の主な取組み	
令和2年度取組内容	
25 他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます	● 思いやりの心と規範意識のある人材の育成
	○ 「千代田区いじめ防止等のための基本条例」に基づき、すべての大人がいじめを許さない強い姿勢と協力の下、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につながる取組みを推進します。
	○ 自然体験や社会体験など、様々な体験活動や道徳教育を通じて、豊かな心を育みます。 ○ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育を充実するとともに、保育園・幼稚園と小学校の連携教育を推進します。
25 他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます	● 特別な支援が必要な子どもへの適切な支援
9	○ 発達障害等のある児童・生徒の学習・生活上の困難さの改善・克服及び在籍学級における障害に適した指導・支援により、通級による指導を利用している児童・生徒が可能な限り多くの時間、在籍学級で有意義な学校生活を送ることができるようにします。 ○ 全ての教職員が障害への理解をさらに深め、学校(園)生活支援シート等を一層活用した切れ目のない支援を行います。
26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます	● 主体的、創造的に問題解決できる人材の育成
	○ 学校(園)等におけるティーム・ティーチング、習熟度別少人数指導等により、一人ひとりの子どもの力を最大限に伸ばすとともに、確かな学力の定着を図ります。
	○ 新学習指導要領の実施に向けて、小学校における外国語学習時間数の増加等やプログラミング教育の導入による質の高い学力の定着と指導内容の充実をめざします。
	○ 子どもたちの健康的な生活習慣と運動習慣の形成や定着、体力向上を図ります。
	○ 中等教育学校の成果と課題の検証と、在来型中学校を含めた特色ある中等教育を推進することで、次代を担う人材の育成、公教育の復権と選ばれる学校をめざします。 ○ 「質の高い初等教育の在り方検討会報告書」を受けて、小規模校の強みを活かし、互いに高めあい、認め合う授業づくりを展開します。さらに、地域の教育力を活かし、学校ごとに特色ある教育活動を推進します。 教員の負担軽減が課題となっています。このため、学校事務センターの機能の拡充や区非常勤講師等を配置・活用することにより、 ○ 教員等が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員等の資質・能力を向上させる機会を充実させ、質の高い学校教育を推進します。
26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます	● グローバル社会に対応する人材の育成
11	○ 低年齢から外国人講師と英語に親しみ、児童生徒が英語を実践する機会の充実を推進します。海外の文化に触れる機会や、体験的な英語学習ができる環境を整え、外国語の習得とともに、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図ります。あわせて、伝統文化の体験等、千代田区ならではの国際教育を推進します。 ○ 令和2年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、多文化への理解を深めるとともに、自国の歴史や文化に誇りをもたせる教育を推進します。 ○ 区立小・中・中等教育学校において、ICT機器を活用した教育を推進します。
27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます	● 子どもが安全に安心して過ごせる地域づくりの推進
	○ 「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」に基づき、子どもが外遊びを通して健やかにたくましく育つことができるよう支援します
	○ 学校・区・地域・関係機関等が一体となり、登下校時の安全確保など、子どもの安全・安心対策を一層推進するとともに、子どもたちが犯罪や事故等の被害者となることがないよう、学級指導や生活指導等の充実を図ります。 ○ 学校(園)における大規模災害等に備えた防災体制の定着とともに、緊急時に自他の生命を守るための主体的な態度と行動がとれるよう、子どもたちの危機管理意識の向上を図ります。
27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます	● 子どもを育む教育施設の整備
13	○ お茶の水小学校・幼稚園の整備は、令和元年度に実施設計を完了し、解体・新築工事を進めます。令和4年度の竣工をめざします。 ○ 和泉小学校・いずみこども園の施設の整備について、保護者や学校関係者、地域の関係者などで構成される「施設整備検討協議会」において意見交換・情報共有を行い、基本設計業務に着手します。

指導

指導

指導

学務

学務

指導

指導

指導

指導

指導

指導

指導

指導

指導

子ども総務

子ども総務

指導

子ども施設

子ども施設

「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画2015-」における「施策の目標」	
「施策の目標」達成のための令和元年度の主な取組み	
令和元年度取組内容	
25 他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます	● 思いやりの心と規範意識のある人材の育成
	○ 「千代田区いじめ防止等のための基本条例」に基づき、すべての大人がいじめを許さない強い姿勢と協力の下、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につながる取組みを推進します。
	○ 自然体験や社会体験など、様々な体験活動や道徳教育を通じて、豊かな心を育みます。 ○ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育を充実するとともに、保育園・幼稚園と小学校の連携教育を推進します。
25 他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます	● 特別な支援が必要な子どもへの適切な支援
9	○ 発達障害など特別な支援が必要な子ども等を早期に発見し、個別支援計画の作成による個別・集団で専門的な指導を行うなど、生まれてから就労に至るみちすじを描き、適切な継続的支援を推進します。 ○ 「通級指導学級」においては、子ども一人ひとりの特性や状況に応じた学習や生活の支援を行うとともに、それぞれの個性を認め合う共生社会を実現するための意識の醸成を推進します。
26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます	● 主体的、創造的に問題解決できる人材の育成
	○ 学校(園)等におけるティーム・ティーチング、習熟度別少人数指導等により、一人ひとりの子どもの力を最大限に伸ばすとともに、確かな学力の定着を図ります。
	○ 新学習指導要領の実施に向けて、小学校における外国語学習時間数の増加等やプログラミング教育の導入による質の高い学力の定着と指導内容の充実をめざします。
	○ 子どもたちの健康的な生活習慣と運動習慣の形成や定着、体力向上を図ります。
	○ 中等教育学校の成果と課題の検証と、在来型中学校を含めた特色ある中等教育を推進することで、次代を担う人材の育成、公教育の復権と選ばれる学校をめざします。 ○ 「質の高い初等教育の在り方検討会報告書」を受けて、小規模校の強みを活かし、互いに高めあい、認め合う授業づくりを展開します。さらに、地域の教育力を活かし、学校ごとに特色ある教育活動を推進します。 教員の負担軽減が課題となっています。このため、学校事務センターの機能の拡充や区非常勤講師等を配置・活用することにより、 ○ 教員等が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員等の資質・能力を向上させる機会を充実させ、質の高い学校教育を推進します。
26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます	● グローバル社会に対応する人材の育成
11	○ 低年齢から外国人講師と英語に親しみ、児童生徒が英語を実践する機会の充実を推進します。海外の文化に触れる機会や、体験的な英語学習ができる環境を整え、外国語の習得とともに、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図ります。あわせて、伝統文化の体験等、千代田区ならではの国際教育を推進します。 ○ 平成32年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、多文化への理解を深めるとともに、自国の歴史や文化に誇りをもたせる教育を推進します。 ○ 区立小・中・中等教育学校において、ICT機器を活用した教育を推進します。
27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます	● 子どもが安全に安心して過ごせる地域づくりの推進
	○ 「千代田区子どもの遊び場に関する基本条例」に基づき、子どもが外遊びを通して健やかにたくましく育つことができるよう支援します
	○ 学校・区・地域・関係機関等が一体となり、通学路の安全確保など、子どもの安全・安心対策を一層推進するとともに、子どもたちが犯罪や事故等の被害者となることがないよう、学級指導や生活指導等の充実を図ります。 ○ 学校(園)における大規模災害等に備えた防災体制の定着とともに、緊急時に自他の生命を守るための主体的な態度と行動がとれるよう、子どもたちの危機管理意識の向上を図ります。
27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます	● 子どもを育む教育施設の整備
13	○ お茶の水小学校・幼稚園の整備は、平成30年度に引き続き実施設計を行うとともに、解体・新築工事に着手し、平成34年度の竣工をめざします。 ○ 和泉小学校・いずみこども園の施設の整備について、保護者や学校関係者、地域の関係者などで構成される「施設整備検討協議会」において意見交換・情報共有を行い、整備方針を策定します。

令和元年度麴町地区私立学童クラブの運営事業者募集の概要

1 公募の主旨

子育て世代の転入や就労世帯が増えていることなどにより、区立小学校や、私立学校に通う区民が利用する学童クラブの需要は毎年増加している。今後も待機児童ゼロを維持するために、令和元年度は、麴町地区に学童クラブを増設することが喫緊の課題となっている。そこで、令和2年4月に開設する私立学童クラブを九段小学校周辺地域に設置するため、整備を行う運営事業者を公募する。

2 公募スケジュール

賃貸物件型による学童クラブ整備提案

公 募 開 始	令和元年9月中旬
公 募 締 切	令和元年10月中旬
審 査 ・ 選 定	令和元年11月中旬

3 公募の要件

定員	40名から60名程度(1クラブ)	
開設時期	令和2年4月	
募集地域	麴町地域	九段小学校から約半径400m程度の範囲内
主な要件	○運営場所を用意し、そこで運営することについての提案 ○平成31年4月1日現在、東京都内において、学童クラブ事業を直営で1年以上運営している法人。または、従事者のうち常勤職員2人以上が「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」による有資格者であり、学童クラブ事業に精通している法人であること。	
経済基盤	①運営法人の財政、経営状況が適正であること。(資本金が1,000万円以上であること) ②直近期決算において債務超過になっていないこと。	

4 実施事業内容

●学童クラブ開設

月曜日から土曜日

基本保育 放課後～19時

夜間保育 19時～21時

土曜日・学業休業中 8時から21時(延長保育・夜間保育含む)

※学校長期休業期間のみ7時から21時

●学童クラブ入会の募集(全学童共通)

令和2年1月から(年度当初入会分)

●入会決定(全学童共通)

令和2年2月下旬

麴町地区 九段小学校周辺



子育て短期支援事業及び一時預かり事業の運営事業者募集の概要

1 公募の主旨

子育て短期支援事業のうち、ショートステイ事業は、これまでも区外の施設に委託して実施しているが、今後は区内において実施し、受入定員も拡充することにより、トワイライトステイや一時預かり事業も実施し、多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図る。また、身近に相談できる人がおらず育児に悩んでいたり疲れていたりする保護者がレスパイトとして利用できるようにすることで、児童虐待の未然防止につながる。このため、単に子どもを預かるだけではなく、被虐待児童等への支援にも精通した受託事業者を選定する。

2 公募スケジュール

公募開始	令和元年9月中旬
公募締切	令和元年10月中旬
審査・選定	令和元年11月上旬

3 公募の要件

開設時期	令和2年1月
実施場所	区が賃借した民間物件(神田司町2-5 デルックス神田大手町7階)
主な要件	○平成31年4月1日現在、東京都内において、児童を対象としたショートステイ事業を1年以上運営している法人(受託を含む)。 ○従事者のうち、2人以上が児童福祉法で規定する児童福祉施設で2年以上の勤務経験を有し、子育て短期支援事業に精通している法人であること。
経済基盤	○直近期決算において債務超過になっていないこと。

4 実施事業内容

事業名	事業概要
子育て短期支援事業	
ショートステイ事業	保護者が疾病又は出産で入院するときなどで児童を養育することが困難な場合に、宿泊で一時的に預かる。対象：2歳～小学生
要支援家庭ショートステイ事業	保護者が強い育児疲れ等、精神上、身体上の課題があると判断され、児童を養育することが困難な場合に、宿泊で児童を一時的に預かる。対象：2歳～中学生
トワイライトステイ事業(*)	保護者が仕事等で、児童を養育することが困難な場合に、夜間の時間帯に一時的に預かる。対象：2歳～小学生
一時預かり事業(*)	保護者が通院、学校行事、リフレッシュ等で家庭での養育が困難な場合に一時的に預かる。対象：2歳～小学校就学前

*トワイライトステイ事業、一時預かり事業は、ショートステイ事業の利用状況に応じて実施



物件名 デルックス神田大手町（千代田区神田司町2-5）

平成31年度 全国学力・学習状況調査の結果

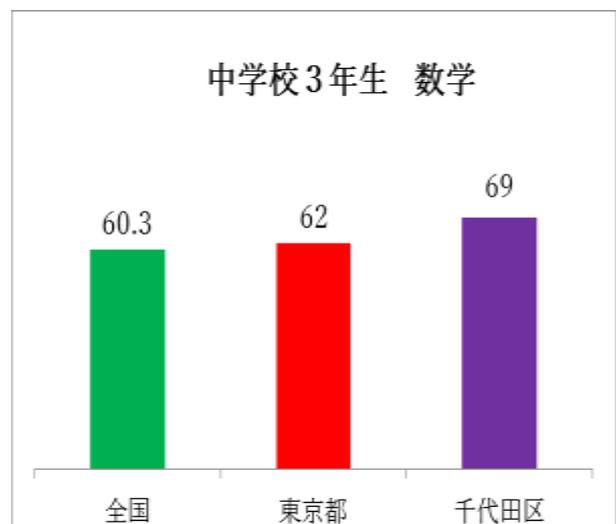
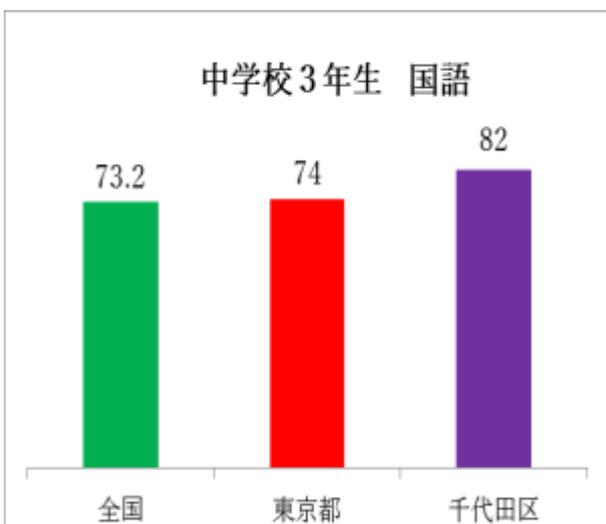
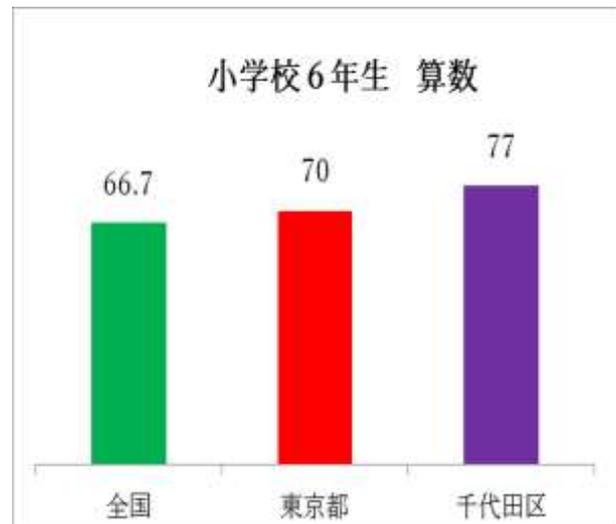
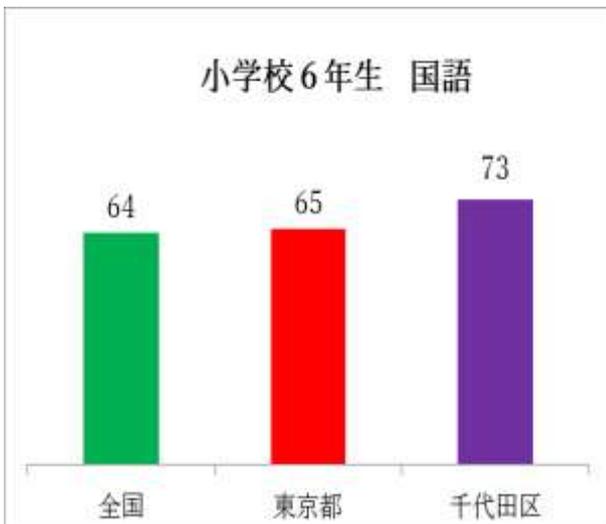
1 実施日 平成31年4月18日（木）

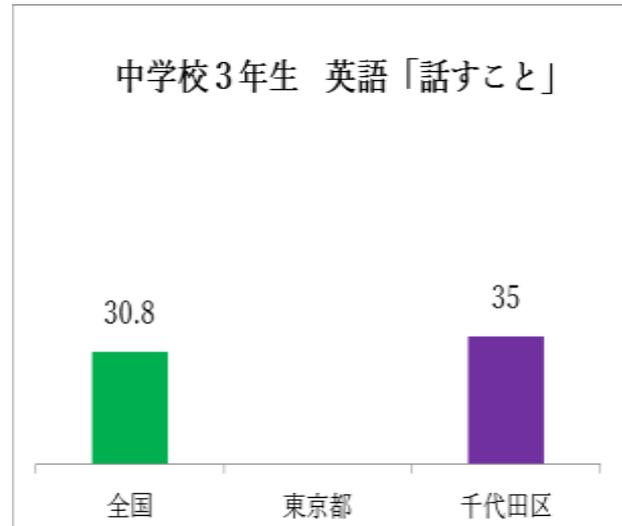
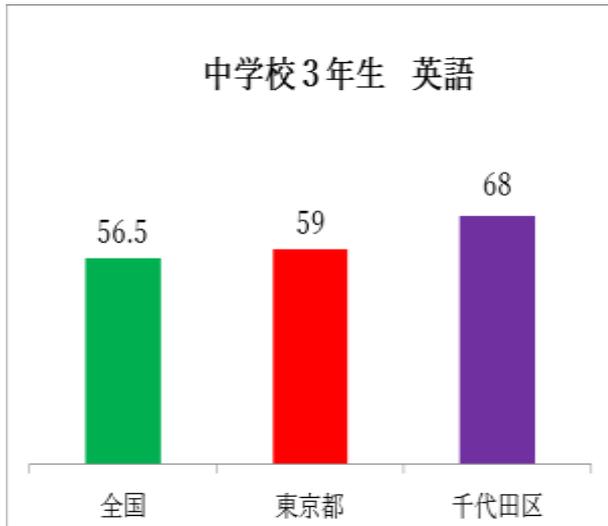
2 対象学年 小学校第6学年在籍児童 国語・算数 質問紙意識調査

中学校第3学年在籍生徒 国語・数学・英語・英語（話すこと） 質問紙意識調査

※ 昨年度までは、A問題（主として知識）、B問題（主として活用）と別れていたが、今年度より区分をなくし、統合された。また、中学校で英語の「話すこと」のテストが新たに行われた。

3 結果 ※ 数値は正答率（%）





※ 英語「話すこと」調査の東京都は非公表

【全体】

○小学校の国語、算数、中学校の国語、算数、英語、英語「話すこと」の調査全てにおいて、千代田区は、東京都と全国を平均で上回っている。

【小学校】

○昨年度同様、全ての教科で高い正答率であり、知識の定着や活用に大きな課題はない。

【中学校】

○昨年度同様、全ての教科で高い正答率であり、知識の定着や活用に大きな課題はない。

【質問紙意識調査】

○小学校、中学校ともに肯定的な回答が多いが、全国や東京都の平均を上回っている項目もあれば下回っている回答もある。

○小学校では、1日の平均勉強時間や読書時間や学習への意欲が高い。しかし、「学校のきまりを守っていますか」や「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」等、全国や東京都と比べると低かった。

○中学校では、「自分にはよい所がある」、「学校に行くのは楽しい」などの項目が、全国や東京都の平均を上回っている。また、1日の平均勉強時間や読書も長い生徒が多い。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和元年7月末の報告)

教育委員会資料
令和元年8月27日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	先月利用数
小学校	1年	1 (+1)		1 (+1)	1 (+1)		1 (+1)		
	2年		1□	1	1 (+1)		1 (+1)		
	3年				3		3		
	4年	2	1	3□	1		1		
	5年	5	3	8	5 (+2)		5 (+2)	1□	1□
	6年	7 (+1)	3	10 (+1)	4		4	1	1
中・中等(前期)	1年	1		1□	6 (+1)		6 (+1)	2	1
	2年	1		1	10 (+2)		10 (+2)	1	1□
	3年	1□(+1)		1□(+1)	9 (+3)		9 (+3)	1	1
中等(後期)	4年				3□		3□	/	/
	5年								
	6年				1□		1□		
計	合計	18	8	26	44		44	6	5

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和元年8月27日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	備考 (実施日 等)	行事(事業名)	場所等	出席者等
8	27	火	13:30~ 15:00~ 14:00~ 14:00~		藍カフェライブ 教育委員会 夏休みエコ教室ガス管万華鏡 夏休み描いて遊ぼう	あい・ぽーと麴町 区役所(教育委員会室) 西神田児童センター 四番町児童館	
8	28	水	11:00~ 14:00~ 14:30~ 14:30~		よみきかせ 工作クラス こわ〜いお話の会 夏休みこわいおはなしスペシャル	あい・ぽーと麴町 あい・ぽーと麴町 一番町児童館 神田児童館	
8	29	木	10:45~ 15:00~		親子リズム1・2・3④ 納涼すいか割り	神田児童館 四番町児童館	
8	30	金					
8	31	土	14:00~		おばけやしき	一番町児童館	
9	1	日					
9	2	月	10:00~		リトミック(2クラス)	あい・ぽーと麴町	
9	3	火	10:15~ 11:00~ 13:00~		親子体操 ベビーマッサージ パン教室	西神田児童センター 富士見わんぱくひろば あい・ぽーと麴町	
9	4	水	10:00~ 10:00~ 11:30~ 14:30~		校長会 ベビママの会 謙さんの今日は何かな?タイム 観劇会	教育委員会室 西神田児童センター あい・ぽーと麴町 西神田児童センター	
9	5	木	10:00~ 10:00~ 10:45~ 11:00~		ACTすこやか子育て講座① ふれあい体操 なかよしタイム(親子リトミック) よちよちタイム(ふれあいうたあそび)	神田児童館 あい・ぽーと麴町 四番町児童館 一番町児童館	
9	6	金	13:00~ 14:00~		水泳記録会 ヘッドマッサージ	麴町小・富士見小・千代田小 あい・ぽーと麴町	
9	7	土	13:30~ 15:00~ 17:30~		かえっこバザール 小さなお茶会 天体観望会⑤	富士見わんぱくひろば 西神田児童センター 九段中等教育学校	
9	8	日	9:00~		日曜開放	四番町児童館	
9	9	月	10:00~ 11:00~		指導課訪問 リトミック(2クラス) 親子リトミック	神田一橋中学校 あい・ぽーと麴町 西神田児童センター	教育委員出席
9	10	火	13:00~ 15:00~ 18:30~		パン教室 教育委員会定例会 ◎ 青少年委員会第5回定例会	あい・ぽーと麴町 区役所(教育委員会室) 401会議室	教育委員出席
9	11	水	10:00~ 10:45~ 11:00~ 14:00~ 14:00~		指導課訪問 ベビママの会 よちよちタイム(親子ヨガ) よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス) 芸術造形研究所コラボ企画	九段小学校 西神田児童センター 四番町児童館 あい・ぽーと麴町 あい・ぽーと麴町 西神田児童センター	教育委員出席

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	備考 (実施日 等)	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	12	木	10:00~ 10:30~ 11:30~		ACTすこやか子育て講座② リトミッククラブ 弾き語りよみきかせ	神田児童館 西神田児童センター あい・ぼーと麴町	
9	13	金	10:30~ 15:00~		「あい・ぼーと」麴町(児童・家庭支援センター) 絵本の会 読み聞かせ	子育てサポート利用会員登録説明会 西神田児童センター	
9	14	土	8:30~ 9:30~ 13:00~		九段祭(公開日は14~15日) ミニバス講習会 お化け屋敷	九段中等教育学校 西神田児童センター いずみこどもプラザ	
9	15	日	9:00~		日曜開放	一番町児童館	
9	16	月					
9	17	火	10:00~		ベビママの会	四番町児童館	
9	18	水	10:30~ 10:45~ 11:30~		指導課訪問 リフレッシュダンス① よちよちタイム(ベビー体操) 謙さんの今日は何かな?タイム	麴町中学校 神田児童館 神田児童館 あい・ぼーと麴町	教育委員出席
9	19	木	10:00~ 10:00~ 10:30~		ACTすこやか子育て講座③ ふれあい体操 リトミッククラブ	神田児童館 あい・ぼーと麴町 西神田児童センター	
9	20	金	10:30~ 18:30~		子育てまつり パート2(麴町地区) 地球市民講座「ポーランドを知ろう」	一番町児童館 区役所4階会議室	教育委員招待
9	21	土	9:30~		ミニバス講習会	西神田児童センター	
9	22	日	9:00~		日曜開放	神田児童館	
9	23	月					
9	24	火	10:00~ 10:30~ 11:00~ 13:30~ 15:00~ 18:30~		ベビママの会 ベビーダンス なかよしタイム(親子リズム講座) 藍カフェライブ 教育委員会定例会 ◎ メキシコ民族舞踊と音楽のタベ2019	四番町児童館 西神田児童センター 一番町児童館 あい・ぼーと麴町 区役所(教育委員会室) 日比谷コンベンションホール	教育委員出席 教育委員招待
9	25	水	10:30~ 10:45~ 11:00~ 14:00~		リフレッシュダンス② よちよちタイム(ベビーマッサージ) よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス)	神田児童館 四番町児童館 あい・ぼーと麴町 あい・ぼーと麴町	
9	26	木	10:00~ 10:30~ 11:30~		ACTすこやか子育て講座④ リトミッククラブ 弾き語りよみきかせ	神田児童館 西神田児童センター あい・ぼーと麴町	
9	27	金	18:30~		地球市民講座「ポーランドを知ろう」	区役所4階会議室	教育委員招待
9	28	土	9:30~ 11:30~ 14:00~		ミニバス講習会 お誕生会 大妻 パネルシアター公園	西神田児童センター あい・ぼーと麴町 西神田児童センター	

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）26件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども支援課	令和元年10月 幼児教育・保育無償化開始	3～5歳を対象に保育料の無償化されることの周知	令和元年10月1日 (火)から		
2	子ども総務課	親子で船に乗ろう 親子10組20名をご招待	周遊船に乗りながら、歴史を再発見し、未来について考える(コース=浅草橋→神田川→日本橋川→隅田川→小名木川→隅田川→神田川)	10月12(土)9時30分 ～12時	屋形船三浦屋	神田川船の会
3	子育て推進課	こども医療証の年度切替	こども医療証の年度切替のご案内			
4	児童・家庭支援センター	子育てひろば「はるにれ」保育・子育て講座	①講座「幼稚園ってどんなところ?」②講座「洗濯のはなし」③講座「子どもの健康と食」(いずれも専門の大学教員が講師)	①10月8日(火)② 11月19日(火)③ 12月11日(水)①③= 10時30分～11時30 分、②=13時30分～ 14時30分	共立女子大学6号館1階(神田神保町3-27)	共立女子大学発達相談・支援センター
5	児童・家庭支援センター	子育てまつり・みんなおおきなあれパート2	親子コンサート「新沢としひことあおぞらワッペンによる親子コンサート」、ゲームコーナー、手作りコーナー、子育て情報コーナーなどを行う	9月20日(金)10時30分～14時40分	一番町児童館	
6	児童・家庭支援センター	かえっこバザール アーティスト・イン・レジデンス	アーティストが、わんぱくひろばに滞在。制作を導入した「かえっこバザール」滞在時間中はアーティストに会える	9月14日(土)13時30分～16時	富士見わんぱくひろば	富士見わんぱくひろば
7	児童・家庭支援センター	おぼけやしき	暗号を解きながらコースをまわる。	9月14日(土)13時～16時	いずみこどもプラザ	いずみこどもプラザ

「広報千代田」 9月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）26件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
8 学務課	就学時健康診断	令和2年度に入学予定の区内在住就学予定児に対して実施する健康診断の予定をお知らせする	10月16日(水)～11月8日(金)	区立小学校8校	
9 児童・家庭支援センター	東京都子育て支援員研修の受講者募集	子育て支援員養成研修(第2期)	申し込み〆郵送(書留)=9月18日(水)	募集要領配布=子ども支援課	(公財)東京都福祉保健局少子社会対策部計画課
10 文化振興課	日比谷図書文化館 特別展「鹿島茂コレクション アール・デコの造本芸術～高級挿絵本の世界～」	20世紀初頭、アール・デコ期の高級挿絵本やタイポグラフィを紹介	10月24日(木)～12月23日(月)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
11 文化振興課	特別展関連講座 アール・デコの挿絵本～活字とイラストの総合芸術～	特別展関連講座	11月23日(土・祝)13時～15時	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
12 文化振興課	かえっこバザールin千代田	遊ばなくなったおもちゃを持ち寄り、別のおもちゃと交換する交換会。	①9月14日(土)13時30分～ ②10月5日(土)13時～	①富士見わんぱくひろば ②西神田児童センター	
13 文化振興課	千代田・四番町図書館おはなし会	毎月開催しているおはなし会①千代田図書館②四番町図書館	①9月12日(木)11時～②四番町9月22日(日)14時～・毎週金曜16時～、16時30分～	子ども室(区役所10階)ほか	千代田図書館
14 文化振興課	内幸町ホール特選落語会「桃月庵白酒昼夜独演会」区民招待	当代きつての若手真打・桃月庵白酒の落語独演会	10月9日(水)14時～、19時～	内幸町ホール	内幸町ホール

「広報千代田」 9月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）26件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外の み記入	区以外が主催のとき	
15	文化振興課	内幸町ホール生涯学習プログラム「ミュージカルナンバーを楽しもうⅡ」参加者募集	元宝塚月組トップ娘役の麻乃佳世さんの指導でミュージカルを体験する	10月末～全15回のレッスン・発表会(3月)	内幸町ホール	内幸町ホール
16	生涯学習・スポーツ課	伝統の花火「和火」の魅力-線香花火作りを通して-	内日本の伝統的な花火である「和火」について、レクチャーと自然の材料を使った線香花火作りを通して知る	10月19日(土)10時30分～12時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
17	生涯学習・スポーツ課	九段フェス2020(仮)参加サークルの募集	九段生涯学習館を舞台とした祭典「九段フェス2020」を開催。交流をテーマに、発表や体験会を通して九段フェスに参加するサークルを募集	令和2年3月15日(日)10時～17時(予定)	九段生涯学習館	九段生涯学習館
18	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	① 季節の彩りワンプレートごはん②モテレシピ	10月31日(木)19時～20時30分	①スポーツセンター②九段生涯学習館	九段生涯学習館
19	生涯学習・スポーツ課	卓球選手権大会	区内在住・在勤・在学者または千代田区卓球連盟登録者を対象とした卓球選手権大会	10月13日(日)、11月4日(月・休)開催予定	スポーツセンター	千代田区体育協会
20	生涯学習・スポーツ課	ジュニア水泳競技大会	区内在住・在学の中学・高校生を対象とした水泳競技大会	11月10日(日)開催予定	スポーツセンター	千代田区体育協会
21	生涯学習・スポーツ課	マラソングランドチャンピオンシップ(MGC)開催に伴う交通規制のお知らせ	マラソングランドチャンピオンシップ(MGC)開催に伴う交通規制について周知する	9月15日(日)		日本陸上競技連盟

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）26件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
22	生涯学習・スポーツ課 やさしいヨガ	15歳以上の方を対象としたヨガ教室	10月11日～11月29日の毎週金曜(全8回)19時～20時	スポーツセンター	スポーツセンター
23	生涯学習・スポーツ課 リズムシェイプアップ&チビッコ体操	リズム：中学生を除く15歳以上 チビッコ：3歳以上の未就学児を対象とした体操	10月9日～12月11日の毎週水曜(全10回)14時30分～15時45分	スポーツセンター	スポーツセンター
24	生涯学習・スポーツ課 はじめてのバレエエクササイズ	15歳以上の方を対象としたバレエエクササイズ	10月6日～12月1日の毎週日曜(11月3日除く全8回)14時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター
25	生涯学習・スポーツ課 エアロビクス	15歳以上の方を対象としたエアロビクス	10月9日～11月27日の毎週水曜(全8回)10時～11時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
26	生涯学習・スポーツ課 無料公開講座「ストレスをポジティブに受けとめ、成長につなげるために」	ストレッサーやストレス反応を客観的にとらえ、ストレスを前向きに受けとめるポジティブな考え方を伝える	10月5日(土) 14時～15時30分	和洋女子大学九段フォーラム(九段北1-12-12)	和洋女子大学